

お知らせ掲示板



排水設備工事責任技術者 県内統一試験

- ▼日時 11月12日(日)
13時～15時30分
- ▼会場 協同の杜JA研修所
- ▼申込 9月29日(金)まで
- ▼講習会 10月18日(水)に希望者を対象とした受講講習会を開催予定
- ▼環境整備課 環境下水道係
☎52-2111 (内線279)

山形県商工会等職員採用試験

- ▼応募資格
①経営指導員／商工鉱業の指導業務等の経歴がある方
- ②初級／昭和53年4月2日から平成12年4月1日までに生まれ
- ▼職務内容
県内市町村の商工会における地区内事業所の経営指導業務又は経営指導補助業務
- ▼試験内容
①日時／10月1日(日)
- ②種目／学科・論文試験ほか

危険物取扱者試験準備講習会

- ▼日時
①内種 10月18日(水)
- ②乙種第四類 10月19日(木)～20日(金)
いずれも9時～16時
- ▼会場 最上広域消防本部
- ▼締切 10月6日(金)
- ▼費用
①内種 1,500円
- ②乙種第四類 2,500円
- ▼会場 最上地区危険物安全協会
☎22-7521

応急手当普及員養成講習会

- ▼日時 11月3日(金)～5日(日)
9時～18時
- ▼会場 最上広域消防本部
- ▼内容 AEDの使用法や応急手当の知識・技能の習得
- ▼定員 40名
- ▼費用 受講無料
- ▼締切 10月15日(日)
- ▼会場 最上広域消防本部
☎22-7521

チェリアフェスティバル山形

- ▼日時 10月15日(日)
8時30分～16時
- ▼会場 遊学館

③会場／霞城セントラル(15階)

- ▼申込締切 9月11日(月)
- ▼会場 もがみ北部商工会 金山事務所
☎52-2349

わかちあいの会

- ▼期日 9月26日(火)
15時～16時
- ▼会場 最上保健所(北棟会議室)
- ▼対象 大切な家族を自死で亡くされた方
- ▼内容 臨床心理士同席による語り合い(ミーティング)
- ▼会場 最上総合支庁 地域保健福祉課
☎29-11266

新庄最上地区産業安全衛生大会

- ▼日時 9月13日(水)
13時45分前後開演
- ▼会場 新庄市民プラザ
- ▼講演 佐藤博子(元アナウンサー)講師による講演「言葉の力・マナーの力」
- ▼会場 (一社)最上労働基準協会
☎22-10942

FPフォーラム新庄

- ▼日時 9月16日(土)
13時～17時

▼会場 ゆめりあ(2階会議室)

- ▼内容 ファイナンシャルプランナーによる講演会と個別相談会
- ▼費用 無料
- ▼会場 日本FP協会山形支部
☎0120-8741251

やまがた健康フェア

- ▼日時 9月30日(土)～10月1日(日)
ともに10時～
- ▼場所 山形ビッグウイング
- ▼内容 健康・医療・介護予防に関する各種イベント、セミナーの開催、健康度チェックコーナーや相談ブースの設置、塩分弁当の販売等
- ▼実行委員会事務局
☎023-63012919

介護のしごとミニ講座

- ▼日時 10月5日(木)
13時30分～15時
- ▼会場 ハローワーク新庄
- ▼内容 介護施設にお勤めの方から仕事の内容・一日の流れ・やりがい等を説明
- ▼費用 参加費無料
- ▼会場 山形県福祉人材センター
☎023-63317739

自動車点検整備推進運動

- ▼(一財)消防試験研究センター
☎023-63110761
- ▼内容 国土交通省では、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、点検・整備の確実な実施を推進しています。9・10月を強化月間として、安全確保と環境保全を図りましょう。
- ▼会場 東北運輸局 山形運輸支局
☎023-68614714

自衛官等の募集

- ▼募集種目 自衛官候補生
- ▼募集資格 18歳以上27歳未満
- ▼募集人員 若干名
- ▼受付締切 11月10日(金)
- ▼会場 自衛隊新庄地域事務所
☎22-5057

広報かねやま8月号についてのお詫び

- 8月4日発行の広報かねやま8月号(No.656)の12頁(※新庄・柴田・鈴木組の社員ボランティアで沿道清掃に記載の一部内容に誤りがありました。左記のとおり訂正してお詫びいたします。
- 「訂正箇所」タイトル並びに本文1行目(※) (※)新庄・柴田・鈴木組
- (正) (※)新庄・鈴木・柴田組

保育園などに入れない場合、2歳まで育児休業が可能に！ “改正育児・介護休業法”がスタートします

- ▼最長2歳まで育児休業の再延長が可能に
厚生労働省令で定める事由が生じた場合は、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。
- ▼子どもが生まれる予定の方などに育児休業制度をお知らせ
妊娠・出産したことを知った場合に、その方に個別に育児休業制度をお知らせすることが、事業主の努力義務となります。
- ▼育児目的休暇の導入を促進
働きながら子育てがしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設けることが、事業主の努力義務となります。



働きながら育児がしやすい環境づくりを進めるため、育児・介護休業法が改正され10月1日から施行されます！

飲酒運転の根絶を！！

飲酒運転は、犯罪です。家族みんなで声を掛け合い、事故のない安全で安心なまちにしましょう。
※7月末現在、金山町民の飲酒運転による検挙者はおりません。

▼歩行者は—

薄暗くなってきてからの外出は、「自分の身は自分で守る」「ドライバーに自分の存在を知らせる」ために明るい服装と夜光反射材“命のバンド”を左腕に着用しましょう。慣れた道路でも、横断するときはきちんと確認し、無理して渡らず、車が通過してから渡りましょう。

▼ドライバーは—

早めのライトの点灯運転と前照灯のこまめな切り替えでハイビーム(前照灯の上向き)を積極的に活用し、交通事故を起こさないようにしましょう。見通しの悪い交差点などの歩行者の出てくる可能性のあるところでは、徐行し十分に安全確認して通行しましょう。

“秋の交通安全県民運動”が実施されます

9月21日(木)～30日(土)

夕暮れ時は交通事故が発生しやすい時間帯です。歩行者もドライバーもお互いに気をつけましょう！